

船舶事故等調査報告書

平成24年5月31日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011神第173号	
事故等種類	運航不能（機関損傷）	
発生日時	平成23年9月1日 08時00分ごろ	
発生場所	沖縄県北大東村沖大東島南東方沖 (概位 北緯23°58.0′ 東経132°44.0′)	
事故等調査の経過	平成23年11月1日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 漁船 第一平成丸、69トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 OT2-3588（漁船登録番号）、個人所有</p> <p>乗組員等に関する情報 機関長、四級海技士（機関）</p> <p>死傷者等 なし</p> <p>損傷 なし</p>	
事故等の経過	<p>本船は、船長、機関長ほか7人が乗り組み、漁場に向けてフィリピン諸島東方沖を航行中、平成23年8月27日05時40分ごろ主機冷却水温度上昇警報が作動するとともに主機が停止した。</p> <p>機関長は、主機を点検して過給機排気入口囲いからの漏水を認め、同入口囲いの冷却水を止めて減速運転で帰航中、荒天のために8月31日18時00分ごろから漂泊を開始し、翌9月1日08時00分ごろ主機を始動したが運転できず、運航不能となった。</p> <p>本船は、引船にえい航され、9月9日07時00分ごろ鹿児島県鹿児島市鹿児島港に入港した。</p>	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 3	
その他の事項	<p>主機は、平成22年1月に開放整備を実施していた。</p> <p>本インシデント後の調査では、過給機の排気入口囲いの排気ガス通路に硫酸腐食による破口、主機シリンダライナ、ピストン等に腐食が生じており、主機5番シリンダの接続棒が曲損していた。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、フィリピン諸島東方沖を航行中、過給機の排気入口囲いに硫酸腐食による破口が生じて冷却水が漏れ、主機冷却水温度上昇警報が作動するとともに主機が停止し、冷却水を止めて減速運転で帰航中、荒天のために漂泊後、主機を始動した際、5番シリンダのピストンが、その上部に滞留していた冷却水を狭撃したことから、5番接続棒が曲損して運航不能となったものと考えられる。</p>
原因	本インシデントは、本船が、フィリピン諸島東方沖を航行中、過給機の	

	<p>排気入口囲いに硫酸腐食による破口が生じて冷却水が漏れ、主機冷却水温度上昇警報が作動するとともに主機が停止し、冷却水を止めて減速運転で帰航中、荒天のために漂泊後、主機を始動した際、5番シリンダのピストンが、その上部に滞留していた冷却水を狭撃したため、5番連接棒が曲損したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 過給機排気入口囲いの腐食進行状況を把握するのは困難なので、過去の交換実績等から寿命を予測して早めに新替えること。・ 主機を始動する前、必ずピストン上部に冷却水の滞留がないことを確認すること。